

障害福祉サービス事業所に対する行政処分(指定の取消)について

障害者総合支援法の規定に基づく監査を行った結果、自立支援給付費の不正請求等が判明したため、下記のとおり行政処分(指定の取消)を行うもの。

1 対象事業者及び事業所

事業者(法人)名	株式会社天馬
代表者名	代表取締役 西迫 信
事業所名	障がい福祉サービス てんま
事業所所在地	北九州市八幡西区真名子一丁目6番34号
サービスの種類	就労継続支援B型
事業所番号	4016701577

2 行政処分の内容

指定の取消 (指定取消年月日:令和8年3月31日付)

3 処分の原因となる事実

●就労継続支援B型サービス費の不正請求【障害者総合支援法第50条第1項第6号に該当】

- ・令和7年5月から令和7年9月の間、目標工賃達成指導員が常勤で勤務していないにもかかわらず、出勤簿等の記録を改ざんし、目標工賃達成指導員配置加算を請求した。
- ・令和6年11月から令和7年4月の間、令和6年12月分の2日間を除き、他自治体で支給決定を受けた利用者1名について、利用実態がないにも関わらず給付費を請求した。

4 行政処分の効果等

(1)不正受給額及び返還請求額(他自治体の利用者分も含め、現在不正受給額の確定作業中。確定後は各自治体から返還請求を行う予定。)

- ・目標工賃達成指導員配置加算に係る返還について(本市分のみ)

不正受給額:令和7年5月~令和7年9月の給付費受領額

返還請求額:障害者支援法第8条第2項の規定により、不正受給額に加算金40%を加えた額

○不正受給額	754,397円	…	①
○加算額(①×40%)	301,758円	…	②
○返還請求額(予定)	1,056,155円	…	③(①+②)

- ・架空請求に係る返還額について(他自治体分のみ)

不正受給額:令和6年11月~令和7年4月の間の給付費受領額

返還請求額:障害者支援法第8条第2項の規定により、不正受給額に加算金40%を加えた額

○不正受給額	949,193円	…	①
○加算額(①×40%)	379,677円	…	②
○返還請求額(予定)	1,328,870円	…	③(①+②)

(2)欠格事由の該当

株式会社天馬(てんま)は、指定取消の日から起算して5年を経過しない間は、障害福祉サービス事業所の指定を受けることができない。また、欠格事由に該当するものが役員である法人及び管理者である事業所は、指定取消の日から起算して5年を経過しない間は障害福祉サービス事業所の指定を受けることができない。